

基本対策確認店に関するよくあるお問い合わせ

問：基本対策確認店になるにはどうしたらよいのか？

- ・ 県(委託事業者)による現地確認を受けていただき、基本的な感染防止対策が取られていることをチェックリストで確認させていただきます。
- ・ 確認ができた飲食店に対しては、後日、基本対策確認店のステッカーを送付します。
- ・ なお、県ホームページには、確認ができしだい基本対策確認店一覧として掲載させていただきます。
- ・ ステッカーが届くまでの間は、現地確認でお渡ししたチェックリストの掲示により確認店であることを示すことができます。

問：(休業していたので)現地調査(の連絡)をまだ受けていないが？

- ・ 県(委託事業者)から、順次ご連絡のうえ現地確認を行っているところです。
- ・ 一度伺っていても、休業中などにより確認できていない場合もありますので、事務局にご連絡いただければ日程調整をさせていただきます。

千葉県飲食店調査事務局

- ・ 受付時間 11:00～20:00 (土日祝日含む)
- ・ 電話番号
 - ① 047-703-7127
(市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、成田市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、印西市、白井市)
 - ② 043-239-6236 (上記以外の市町村)

問：現地調査を受けないと酒類の提供はできないということか？

- ・ 現地調査での確認を受けていただくまでは、「20時までの営業時間短縮」「酒類提供の制限」の対象となります。
- ・ 基本的な感染防止対策を確認したうえで、確認店として酒類提供等を認めるものであり、調査をお待ちいただく必要がありますのでご理解ください。